

＊ ＊ワンストップ特例制度について＊ ＊

ワンストップ特例制度を利用するには、次の2つの要件を満たす方です。

1. 給与所得または年金所得のみで、確定申告をしない方が対象となります。
2. 1年間(1月1日～12月31日)のふるさと納税先が5自治体以下であること。

※1つの自治体に複数回寄附をした場合の自治体数は1自治体とカウントされます。

※寄附先が6か所以上の自治体となる方はワンストップ特例を受けられませんので確定申告を行ってください。

ワンストップ特例の申請方法と注意

甲州市にご寄附をいただきワンストップ特例制度の利用を希望された方には、寄附者様の住所・氏名・生年月日を印字しました「ワンストップ特例申請書(第55号の5様式)」を送付しています。

＊ご寄附をいただいた日の属する年の翌年1月10日までに提出してください。

＊添付書類につきましては、別紙の添付台紙を参考にしてください。

＊「個人番号(マイナンバー)確認の書類」と「本人確認の書類」の写しを申請書に同封し、ご返送ください。

＊個人情報が含まれるため、普通郵便による申請書の未着に関しては責任を負いかねます。甲州市では、簡易書留などでの郵送を推奨しています。

＊同封の返送用封筒をご利用ください。送料につきましては寄附者様にご負担くださいますようお願い致します。

＊ワンストップ特例申請書は、同じ自治体に対する寄附でも寄附をされるたびに提出が必要です。

＊申請書を受理した後、受付書を送付しますので、受付がなされたことを必ずご確認ください。

＊寄附者様全員に、寄附受納証明書を送付しております。確定申告を行う際に寄附受納証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

＊ ＊ ＊ ご注意ください ＊ ＊ ＊

●申し込み住所と添付書類の住所は同一ですか？

・書類不備、添付書類不足があった場合は申請書の受理ができません。同封書類の内容確認をお願いします。

●ワンストップ特例を申請しても適用されない場合。

・6か所以上の自治体にワンストップ特例を申請した。

・医療費控除や住宅ローン控除の申請などのため確定申告をした、又は住民税の申告をした。

(ワンストップ特例は確定申告を行わない方の制度です。)

・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなった(転居した)にも関わらず変更の届出がされていない。

★ワンストップ特例が適用されなくなった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

■ご連絡・お問い合わせ先

甲州市役所 政策秘書課 地域創生推進室 (甲州市ふるさと納税事務局)

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話：0120-915-774 (ふるさと納税フリーアクセス) /FAX：0553-32-1818

✉furusato@city.koshu.yamanashi.jp 受付時間：平日 8：30～17：00 (12：00～13：00を除く)